

【尼崎市防災リーダー育成事業補助金Q&A】

項目	Q	A
補助対象経費について	要綱第3条の「教科書代」とは、どのような教科書が補助の対象となるのか。	「教科書代」とは、日本防災士機構が示す防災士試験用の「防災士教本」のことです。 ひょうご防災リーダーの講座内で、防災士試験の受験申込と併せて教科書の購入案内がありますので、そこからご購入されたものが補助の対象です。
補助金額について	補助金の額はどれくらいか。	(例)①教科書代(4,000円) ②防災士試験の受験料(3,000円) ③防災士機構への登録料(5,000円) 上記①～③全てを履行し、経費を支払われた方は、12,000円の補助となります。
	ひょうご防災リーダー講座を受講し、防災士試験を受講したが、不合格となった場合、補助金額はどうなるのか。	この場合、①教科書代 ②防災士試験の受験料が補助対象経費となりますので、7,000円の補助金額となります。
電子申請について	電子申請ができない場合はどうすればよいのか。	手続きにあたっては、原則電子申請での受付となりますが、電子申請が容易でない方については、特例として書類での申請を可とします。 その場合は、市HPで公開している「尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付申請書(第1号様式)」及び「尼崎市防災リーダー育成事業補助金実績報告兼口座振替依頼書(第3号様式)」を提出してください。
必要書類について	実績報告書に必要な「補助対象経費の支払いを示す書類の写し」とは、具体的にどんな書類か。	教科書代や受験料、登録料を支払った際に金融機関などから発行される「振込明細書」など、支払った「金額」と補助を受ける方の「氏名」が記載された書類です。 これらは、ひょうご防災リーダーの講座内でも提出を求められますので、必ず尼崎市への提出用の写しを取って保管しておいてください。 また、インターネット振り込みも可能ですが、明細書に「氏名」が記載されない場合は、補助ができない可能性がありますので、ご注意ください。
	振込先口座の名義は、申請者本人のものでなければならぬのか。	必ず申請者本人の口座を振込先口座として指定するようお願いします。
手続きについて	補助金申請から助成を受けるまでの具体的な流れを教えてください。	①防災リーダー講座の受講が確定しましたら、講座開始月の末日までに、電子申請により「交付申請」をお願いします。 ②講座を受講し、日本防災士機構への登録まで完了しましたら、講座終了後1か月以内に、電子申請により「実績報告兼口座振替依頼」をお願いします。 ③すべての申請者が②の手続きを行い次第、交付確定通知書を送付し、指定口座に補助金を振込みいたします。交付確定通知書の送付及び振込はお時間を要しますのでご了承ください。